

鳩山町立図書館におけるチラシ及びポスター等の設置・掲出基準

令和6年4月17日教育長決裁

1 趣旨

この基準は、鳩山町立図書館（以下「図書館」という。）におけるチラシ、リーフレット、逐次刊行物、ポスター等（以下「チラシ等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 設置・掲出基準

設置・掲出するチラシ等は次の各号に掲げる範囲のものとする。チラシ等の設置スペースに余裕がない場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものを優先して設置・掲出するものとし、それ以外のものの設置・掲出については図書館の判断において決定する。

- （１） 町政情報に関するもの。
 - ア 鳩山町及び鳩山町教育委員会が作成したもの。
 - イ 鳩山町及び鳩山町教育委員会が主催、共催又は後援等する事業等に関するもの。
 - ウ 鳩山町及び鳩山町教育委員会が委託する事業等に関するもの。
- （２） 各行政機関の事業又は各行政機関から依頼のある事業等に関するもの。
- （３） 鳩山町の外郭団体等が行う事業に関するもの。
- （４） 生涯教育、社会教育に資する催しに関するもの。
- （５） その他図書館として特に必要と判断するもの。

3 設置・掲出しないもの

設置・掲出基準に該当する場合であっても、次の各号に該当するものは原則として設置・掲出しない。

- （１） 鳩山町民を対象としていないもの。
- （２） 法令に反するもの。
- （３） 人権侵害となる内容が含まれるもの。
- （４） 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの。
- （５） 営利又は営利意図があると認められるもの。
- （６） 特定の宗教に係るもの。
- （７） 政治活動を目的とするもの又はその恐れがあるもの。
- （８） 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反する目的をもつもの。

- (9) 暴力団と関係があるもの又はその恐れのあるもの。
- (1 0) 発行する団体の名称や連絡先のないもの。
- (1 1) その他図書館として設置・掲出できないと判断するもの。

4 設置・掲出の期間等

- (1) 催事等の日時、募集期間が明記されているものは当該期日までとし、啓発用のチラシ等で期間の明記がないものは概ね 1 か月までとする。ただし、必要に応じて期間の延長を行うことができるものとする。
- (2) 図書館に持参又は送付されたチラシ等については、配置不可となった場合や配置期間が終了した場合等において、残存するチラシ等の配置依頼者への返却は原則行わないものとする。
- (3) チラシ等が破損した場合は、配置期間が終了する前においても撤去するものとする。

5 附則

この基準は令和6年4月17日から施行する。